

## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 108

処 分 名	被保険者証の交付	
処 分 の 概 要	65歳到達等資格取得時に被保険者証を交付する。要介護認定・要支援認定申請に基づいて被保険者証を交付する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	
条 項	第26条第1項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日～約1ヶ月	
標準処理期間	計 即日～約1ヶ月	
判 断 基 準		
<p>介護保険法第9条、10条及び、介護保険法施行規則第26条の規定に沿うものとする。</p> <p><b>【根拠法令等】</b>                  介護保険法施行規則                  （被保険者証の交付）                  第二十六条 市町村は、第一号被保険者並びに第二号被保険者（法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち法第二十七条第一項又は第三十二条第一項の規定による申請を行ったもの及び法第十二条第三項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第一号による被保険者証を交付しなければならない。                  2 第二号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日及び住所を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。この場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証（以下「医療保険被保険者証等」という。）を提示するものとする。</p> <p>介護保険法                  （被保険者）                  第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。                  一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）                  二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）                  （資格取得の時期）                  第十条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。                  一 当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が四十歳に達したとき。                  二 四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者又は六十五歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき。                  三 当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の者が医療保険加入者となったとき。                  四 当該市町村の区域内に住所を有する者（医療保険加入者を除く。）が六十五歳に達したとき。</p>		

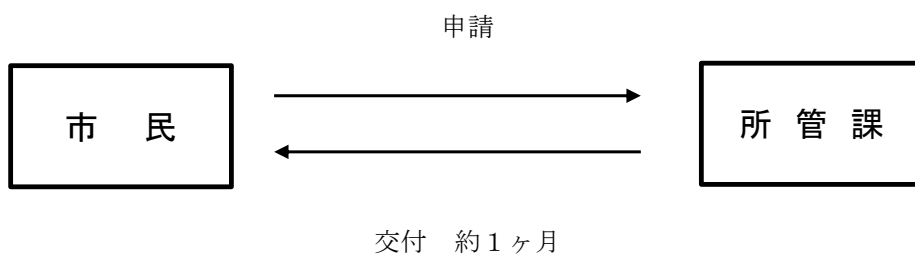
※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

65歳到達等資格取得時に被保険者証を交付する。



要介護認定・要支援認定申請に基づいて被保険者証を交付する。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。